

とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県の豊かな自然を活かし、森、里山等の自然環境を中心として野外での保育等を行う園を自然保育を行う園として認証する基準等を定めることにより、認証を受けた自然保育を行う園において子どもたちが健やかに育つことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然保育 自然フィールドを中心に行われる自然体験を中心とした保育又は幼児教育であって、別表の基準を満たすものをいう。
- (2) 自然フィールド 森、川、里山、畑、海等の自然環境であって、自然保育を行う場所をいう。
- (3) 拠点フィールド 自然フィールド（海を除く。）のうち自然保育の拠点とする場所をいう。
- (4) 年齢 利用を開始した日の属する年度の初日の前日の年齢をいう。この場合において、当該年齢を当該年度中の年齢とみなす。
- (5) 利用定員 知事が認証した利用定員（変更した場合にあっては、届け出た変更後の利用定員）をいう。
- (6) 保育者 自然フィールドその他活動を行う場において直接保育又は幼児教育に従事する者をいう。

(認証基準)

第3条 自然保育を行う園の認証に係る基準（以下「認証基準」という。）は、別表に定めるところとする。

(認証の申請及び審査)

第4条 自然保育を行う園の認証を受けようとする者（市町村を除く。）は、とっとり森・里山等自然保育認証申請書（様式第1号）及びとっとり森・里山等自然保育実施計画書（様式第2号）に必要書類を添付して知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請（以下「申請」という。）があったときは、その内容を審査し、子育て王国とっとり会議の意見を聴取した上で、認証又は不認証の決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証の決定をしたときは、とっとり森・里山等自然保育認証書（様式第3号）を交付するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定により不認証の決定を行ったときは、その旨を通知するものとする。

(市町村の自然保育の届出)

第5条 自然保育を行おうとする市町村は、次に掲げる事項を記載した書面を知事に届け出なければならない。

- (1) 自然保育を行う園の名称及び所在地
- (2) 利用定員
- (3) 拠点施設の住所
- (4) 開設年月日
- (5) その他別に定める事項

(返上又は休止等の手続)

第6条 第4条第2項の規定による認証（以下「認証」という。）を受け、自然保育を行う園又は自然保育を行う市町村（以下「実施者」という。）は、認証を返上又は休止しようとするときは、とっとり森・里山等自然保育返上（休止）届出書（様式第4号）に必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 前項の返上届出書には、第4条第3項の規定により交付を受けた認証書を添付するものとする。
- 3 実施者は、休止している自然保育を行う園を再開するときは、再開する日の1月前までに書

面により知事に報告しなければならない。

(認証内容の変更)

第7条 実施者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、とっとり森・里山等自然保育認証内容変更届出書(様式第5号)を変更しようとする日の1月前までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 実施者(実施者が法人の場合にあつては、その代表者を含む。)
- (2) 利用定員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、とっとり森・里山等自然保育認証申請書に記載した事項

(指導監査)

第8条 知事は、実施者に対して、認証基準を満たしているか及び適切に運営がなされているかについての指導監査を年1回以上実施するものとする。

- 2 知事は、前項の指導監査に加えて、重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情若しくは相談が寄せられている場合等であつて、必要と認められるときは、随時、特別に指導監査を実施できるものとする。
- 3 知事は、前2項の規定により指導監査等を行った結果、実施者が認証基準又は別に定める運営に関する要領(以下「運営要領」という。)の基準を満たしていないと認めるときは、当該実施者に対して必要な助言、指導を行い、改善を求めることができる。

(認証の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 認証基準又は別に定める運営に関する要領に適合しなくなったとき。
- (3) 第8条第3項による知事の助言、指導に従わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	基準
実施者	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村 2. 次に掲げる基準を全て満たすもの。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人、法人（市町村を除く。）又は任意団体であること。 (2) 鳥取県内に活動の本拠地を有していること。 (3) 法人又は任意団体にあつては、次のいずれにも該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職を有する者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、指示し、若しくは反対することを主たる目的としていないものであること。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。 (4) 自然保育に係る会計が独立しているものであること。 (5) 企業又は団体にあつては代表者、役員又は保育者が、個人にあつては申請をした本人又は保育者が、次のいずれにも該当しない者であること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 申請の日の属する年の5年前の年の1月1日から申請の日までの間に、教育又は保育に関して、不正又は著しく不当な行為をした者 イ 申請の日の属する年の3年前の年の1月1日から申請の日までの間に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の19の規定に基づき保育士の登録を取り消された者（ただし、令和5年3月31日以前の行為により保育士の登録を取り消された場合は2年） ウ 申請の日の属する年の3年前の年の1月1日から申請の日までの間に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定に基づき教育職員免許状が失効した者又は同法第11条の規定に基づき教育職員免許状を取り上げられた者 エ 暴力団の構成員
対象年齢	2歳から5歳までを対象とすること。
開設日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として週5日活動すること。 2. 週3回は自然フィールドで活動し、かつ、その1週間の活動時間は概ね10時間以上とすること。 3. 原則として年間39週活動すること。
活動時間	1日4時間程度とすること。ただし、預かり保育の時間は、活動時間に含めない。
利用定員	1つのクラスにつき、3人以上30人以下とすること。
人員基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育者は、1クラスにつき次に掲げる基準どおり配置すること。ただし、次に掲げる基準を満たす場合であっても活動内容又は利用児童の年齢に応じた適切な配置に努めること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 常時利用児童6人につき1人以上とすること。 (2) 利用児童数にかかわらず、最低2人は配置すること。 2. 研修生（学生など養成課程にある者をいい、保育者の2分の1以上の報酬を支給している者に限る。）は、1の保育者の2分の1人役とすることができる。 3. 緊急時の医療的対応、定期健康診断などを行う嘱託医を置くこと。 4. 管理者を設置すること。この場合において、管理者は、保育者又は他の自然保育を行う園の管理者を兼ねることができる。
	<ol style="list-style-type: none"> 資格 <p>保育者のうち、1クラスにつき、1名以上は保育士又は幼稚園教諭の免許を有する者（以下「有資格者」という。）を配置すること。</p>

	<p>研修</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育者及び管理者は、県が実施する研修会、県が委託して実施する保育士を対象とした研修会若しくは森のようちえん全国ネットワーク又は森と自然の育ちと学び自治体ネットワークが実施する研修会（一部の保育者がこれらの研修を受講し、当該保育者が他の保育者及び管理者に研修内容を伝達するものを含む。）を年1回以上受講すること。 2. 保育者に、雇用してから2年以内に県が実施する自然保育研修会及び自然保育安全対策研修を受講させること。また、認証を受けた年度においては、2人以上の保育者に当該研修を受講させること。
<p>設備基準</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然フィールドは、次に掲げる基準を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 複数の自然フィールドがあること。 (2) 拠点フィールドを設定すること。 (3) 常に野外活動ができるように維持管理がされていること。 (4) 平地であって、危険個所から十分な距離があり、かつ、安全が確保され、昼食、朝の会及び帰りの会が行える場所を有すること。 2. 次に掲げる基準を満たす拠点施設を有すること。この場合、古民家等の他の施設又は送迎若しくは移動に使用するバスは、拠点施設と兼ねることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大雨、大雪及び冷温から避難でき、かつ、利用児童が避難できるための専用スペースを備えていること。 (2) 暖房器具を備えていること。
<p>安全対策 ・ 緊急時 対応</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全な移動手段が恒常的に確保できていること。 2. 自然フィールドの周辺に、児童が避難できる屋根のある設備がない場合は、児童が避難し、又は危険回避できる措置をあらかじめ講じていること。 3. けがや事故への迅速な対応の体制が確保できていること。 4. 事故の予防及び緊急時の対応を定めた安全対策マニュアルを作成していること。

様式第1号（第4条関係）

とっとり森・里山等自然保育認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

自然保育を行う園の認証を受けたいので、とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

実施者	名称	
	主たる事務所の所在地	
開設する自然保育を行う園	名称	
	拠点施設の住所	
	開設予定年月日	
	利用定員	
	実施者の要件	<input type="checkbox"/> とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱別表実施者の項第2号(5)に掲げる事項のいずれにも該当しない。
添付資料	<input type="checkbox"/> とっとり森・里山等自然保育実施計画書 <input type="checkbox"/> 実施者の履歴及び資産状況を明らかにする書類 法人又は団体にあつては、次に掲げる書類 ・財務諸表（前年度末） ・財産目録（前年度末） ・定款、寄附行為その他の規程	

自然保育を行う園の名称		
対象年齢		
開設 日数	週	日（うち自然フィールドで活動する日数 日）
	年間	週
活動 時間	1日の活動時間	時間（時分から時分まで）
	週間自然フィールド活動時間	時間
利用定員 ※1		
利用者負担の内容及び額		
嘱託医	名称	
	所在地	
管理者	氏名	
	資格	
自然フ ィール ド	名称	
	位置 ※2	
	維持管理方法	
	悪天候等の際の 避難方法 ※3	
拠点フィールド		
拠点施設の所在地		
活動の 内容	活動方針	
	年間スケジュール	
	1週間の主な活 動内容 ※4	
添付書類		<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育者の配置計画書（付表） 2. 自然保育を行う園の管理運営規程 3. 職員の名簿及び資格を証する書類 4. 保育者の研修計画 5. 嘱託医との嘱託契約書 6. 周辺地図に次の箇所の位置を示したものと及びその写真 ※5 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自然フィールド (2) 休憩用の屋根のある建物がフィールド内又は近隣に存在する場合は、その建物 (3) 拠点施設 (4) 昼食、朝の会及び帰りの会が行える平地 7. 自然フィールドにおいて活動が可能であると証明するもの 8. 事故の予防及び緊急時の対応を定めた安全対策マニュアル 9. 拠点施設の平面図 10. 保護者に対する重要事項説明書 11. 周知のために配布している案内、パンフレット等 12. 自然保育に係る収支計算予算書（開設年度）

※1 クラスを2つ以上設ける場合は、クラスごとの利用定員を明記すること。

※2 添付資料の6の位置と整合性がとれていること。

※3 活動中の休憩の方法及び悪天候などにより一時的に避難する方法を記載すること。

※4 野外で活動する日、1日における時間を明記すること。

※5 周辺地図に自然フィールド、拠点施設の位置を示した上で、その写真を添付すること。

また、休憩用の屋根のある建物が活動フィールド内又は近隣に存在する場合は、その位置と写真を添付すること。

様式第3号（第4条関係）

とっとり森・里山等自然保育認証書

様

とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱第4条第3項の規定に基づき、次のとおり自然保育を行う園であることを証します。

年 月 日

自然保育を行う園の名称

職 氏 名

職 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

とっとり森・里山等自然保育返上（休止）届出書

年 日 付第 号で認証を受けた自然保育を行う園について、返上（休止）したいので、とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

自然保育を行う園の名称	
廃止の期日	年 月 日
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止（休止）の理由	

年 月 日

職 氏 名 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

とっとり森・里山等自然保育認証内容変更届出書

年 日 付第 号で認証を受けた申請事項を変更したいので、とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

自然保育を行う園の 名 称		
変 更 年 月 日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項 及 変 更 の 内 容		
変 更 理 由		

添付資料：変更内容が分かる書類